

令和2年5月8日

都道府県団体長様

全日本私立幼稚園連合会  
総務委員長 坪井 久也

授業目的公衆送信補償金制度について  
(教育用著作物のネット配信の取扱い) (事務連絡)

標記のことにつき、文部科学省文化庁著作権課から次のようなお知らせがあり、関連資料を送付しますので、加盟園に周知くださるようお願いします。

なお、この制度の対象には、幼稚園、認定こども園、保育所が含まれています。

関連の資料の全体は文化庁ホームページにアップされています。

ホーム > 政策について > 著作権 > 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>

(文化庁からのお知らせ)

この度、著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）における「授業目的公衆送信補償金制度」に係る施行期日を定める政令（令和2年政令第146号）が公布され、同制度が4月28日（火）から施行されることになりました。

従来は学校等の授業の過程において資料や教材等をインターネットで送信をする場合は、著作権者等の個別の許諾が必要であったところ、本制度が施行後は、個別の許諾を要することなく、様々な著作物を一定の条件のもと、円滑に利用できることとなります。

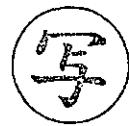
この制度は、学校の設置者が、各分野の権利者団体で構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払うものですが、令和2年度に限り、補償金額は特例的に無償となることが決定しました。

関係者の皆さまの御努力、特に令和2年度の補償金額を無償とする判断をされた権利者団体の皆さまの格別の御配慮に、この場を借りて感謝を申し上げます。

これを受け、添付のとおり、施行の経緯、制度の概要及び留意事項等をまとめました通知を発出いたしますので、十分御了知くださるようお願い申し上げます。

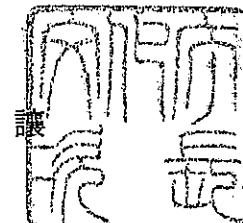
「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（新規）  
遠隔授業等における著作物の円滑な利用を可能とする制度が4月28日から施行されるため、制度概要や留意事項等についてまとめましたので通知いたします。

2文庁第333号  
令和2年4月24日



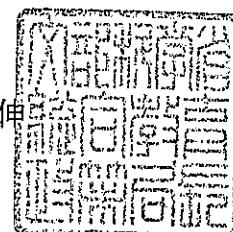
各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市・中核都市市長  
各指定都市教育委員会  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長  
殿  
各國公立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長  
各関係団体の長

文化庁次長  
今里



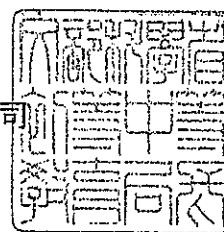
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長  
浅田 和伸



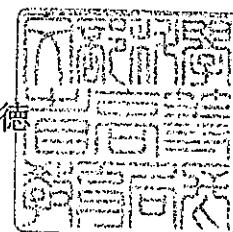
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋司



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
伯井 美徳



(印影印刷)

## 平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）

教育の情報化を推進するための「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。以下「平成30年改正著作権法」という。）の内容については、既に「教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について（通知）」（平成30年12月28日付け30文庁第742号）において連絡していましたが、この度、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う教育現場の状況等に鑑み、平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」を当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行するとともに、令和2年度は特例的に補償金額を無償とすることなどが決まりました。これを受け、改めて、教育関係者の方々に御留意いただきたい事項を下記のとおりまとめるとともに、この制度に関する基礎的な資料やQ&Aを作成しましたので、十分御了知くださいるようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれでは所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれでは所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれではその設置する附属学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれでは所管の専修学校に対してもこの旨を周知くださるようお願いします。

### 記

#### 第1 平成30年改正著作権法の趣旨及び早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法の趣旨及びそれを早期施行するに至った経緯等は、以下のとおりであること。

##### 1. 平成30年改正著作権法の趣旨

教育現場での著作物利用に関しては、従来から、対面授業のための著作物のコピー・配布や対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えることとなっていた一方で、その他の「公衆送信」（インターネット送信等）については個別に権利者の許諾が必要とされており、円滑に著作

物が利用できない場合があるという課題が指摘されていた。

このような課題を解決し、ＩＣＴを活用した教育の推進に資するよう、平成30年改正著作権法により、学校の設置者が、文化庁の指定する権利者団体（以下「指定管理団体」といふ。）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（以下「授業目的公衆送信補償金制度」といふ。）を創設した。これにより、例えは、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどが可能となる。

## 2. 早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、その公布から3年以内（令和3年5月まで）に施行することとなっており、令和3年4月からの施行に向けて関係者間で様々な調整が進められていたところ、今般、新型コロナウイルス感染症の流行が生じ、教育現場において、オンラインでの遠隔授業等のニーズが急速に高まって来た。

これに対しては、現行法の下でも、文化庁からの要請に基づき、主要な権利者団体において無償での利用許諾を行うなど積極的な配慮が行われていたが、大学を中心に、より抜本的な対応として平成30年改正著作権法の早期施行を求める御意見を頂いたことから、文化庁では、指定管理団体とも相談の上、当初の予定を早め、多くの大学等で本格的に遠隔授業等が開始される4月末（28日）から施行することとした。

また、授業目的公衆送信補償金制度は、学校の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであるが、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた指定管理団体の判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額を無償（0円）としているため、令和2年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じない。

## 第2 平成30年改正著作権法の概要（教育関係部分）

### 1. 教育の情報化を推進するための権利制限規定の整備及び補償金請求権の付与（新法第35条及び第104条の11関係）

著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等に係る権利制限規定）において、新たに、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する場合以外の「公衆送信」

(インターネット送信等) を広く対象とするとともに、今回新たに権利制限の対象となる公衆送信については、学校の設置者が指定管理団体に一括して補償金（以下「授業目的公衆送信補償金」という。）を支払う必要があることとしたこと。

これにより、例えば、教師が他人の著作物を用いて作成した予習・復習・自宅学習用の教材を児童生徒等にメール送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業等において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどについて、学校の設置者が指定管理団体に一括して授業目的公衆送信補償金を支払うことで個別の権利者の許諾なく行えるようになる。

ただし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの制度が適用されない（許諾が必要となる）こととなっているため、注意が必要であること。これに該当するか否かは、学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されるのであり、典型的には、ドリルやワークブックなど児童生徒等が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信するような場合が「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すること。

## 2. 指定管理団体の指定の基準（新法第104条の12関係）

補償金関係業務の正当性・適正性等を確保する観点から、文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、指定管理団体の指定を行うことはできないこと。

- ① 一般社団法人であること。
- ② 著作物等に関し権利者の利益を代表すると認められる団体を構成員とすること。
- ③ ②の団体が、営利を目的としない等の要件を備えるものであること。
- ④ 補償金関係業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

上記の要件を備える団体として、平成31年2月15日付で「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS：サートラス。以下「サートラス」という。）が文化庁長官によって指定されたこと。

## 3. 授業目的公衆送信補償金の額（新法第104条の13関係）

### （1）授業目的公衆送信補償金の額の決定方法（新法第104条の13）

授業目的公衆送信補償金の額は、指定管理団体が、あらかじめ、教育機関の設置者を代表すると認められる団体から意見を聴いた上で設定し、文化審議会の諮

問を経て文化庁長官が認可することとされていること。

文化庁長官は、授業目的公衆送信補償金の額が、①新法第35第1項の規定の趣旨、②公衆送信に係る通常の使用料の額、③その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならないこととされていること。また、これをより具体化した基準として、『改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間』（平成30年11月14日文化庁著作権課）が策定されていること。

令和2年度の補償金額については、令和2年4月20日付けでサートラスから特例的に無償とする旨の申請があり、文化審議会における審議を経て、同月24日付けで申請どおりの内容で文化庁長官による認可が行われたこと。このため、令和2年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じないこと。

## （2）授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請（新規則第22条の4）

指定管理団体が文化庁長官に対して授業目的公衆送信補償金の額の設定又は変更の認可を受けようするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる書類を添付して提出しなければならないこと。

- ① 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項
- ③ 教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）

## 4. 共通目的事業のための支出（新法第104条の15関係）

授業目的公衆送信補償金については、学校等で利用される著作物の多様性や利用実態調査の精度等から、実際に学校等において著作物の利用がなされたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者が一定程度生じることが見込まれるところ、その権利者が得るべき利益に適切に配慮する観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部（政令で規定）を権利者全体の利益となるような事業（以下「共通目的事業」という。）に支出することを義務付けること。

### (1) 共通目的事業のために支出すべき額の算出方法（新令第 57 条の 11）

共通目的事業のために支出すべき額は、包括払い（著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法）により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して「文部科学省令で定める割合」を乗じて算出すること。

これを受け、著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省令第 17 号）による改正後の著作権法施行規則において、文部科学省令で定める割合を「2割」としたこと。この割合は、令和 2 年度に限って暫定的に定めたものであり、令和 3 年度以降については、教育現場における実際の著作物等の利用状況等を精査した上で、改めて割合を決定すること。

### (2) 共通目的事業に関する学識経験者への意見聴取（新令第 57 条の 12）

指定管理団体は、共通目的事業を実施しようとするときは、それが権利者全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

### (3) 共通目的事業に関する監督上の命令（新法第 104 条の 15 第 3 項）

文化庁長官は、共通目的事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、監督上必要な命令をすることができること。

## 5. 授業目的公衆送信補償金制度の適正な運用を確保するための措置（新法第 104 条の 14、第 104 条の 16 及び第 104 条の 17 関係）

### (1) 補償金関係業務の執行に関する規程（新法第 104 条の 14、新令第 57 条の 10 及び新規則第 22 条の 5）

指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を含む補償金関係業務の執行に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、文化庁長官に届け出なければならないこと（業務規程を変更しようとするときも同様）。

- ① 授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項（著作権者等の不明等の場合における分配の方法等の詳細や、分配の決定の基礎となるべき事項を含む。）
- ② 共通目的事業のための支出に関する事項

- ③ 補償金関係業務に要する手数料に関する事項
- ④ 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

指定管理団体は、文化庁長官に対して業務規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあっては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付すべきこと。

- ① 手数料の算定の基礎となるべき事項
- ② 補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項
- ③ 共通目的事業の検討の状況、共通目的事業に関する学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

## (2) その他（新法第104条の16及び第104条の17、新令第57条の13～第57条の15並びに新規則第24条）

補償金関係業務の適正な運営を確保するため、文化庁長官による指定管理団体の監督（報告徴収、勧告、指定の取消し等）に関する規定をはじめ、指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な規定の整備を行うこと。

### 第3 留意事項

#### 1. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

##### (1) フォーラムの設立・開催

平成30年改正著作権法の制定を契機に、教育現場における著作物利用を適切かつ円滑に行うために必要となる次に掲げる事項について、教育関係者・権利者・有識者による継続的な議論を行うための場として、平成30年11月27日付で「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下「フォーラム」という。）が設立され、様々な事項について精力的に議論が進められていること。

- ① 授業目的公衆送信補償金の在り方
- ② 教育現場における著作権法に関する研修や普及啓発
- ③ 著作権法第35条の解釈に関する運用指針（ガイドライン）の整備
- ④ 著作権法第35条を補完するライセンス環境の整備・充実

##### (2) 今後の運用方針のとりまとめ

フォーラムにおいて、平成30年改正著作権法の早期施行に際して、令和2年4月16日付けて『「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について』という文書が策定され、上記③の運用指針（ガイドライン）の在り方を含め、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用と、令和3年度以降の本格的な運用に向けた対応が整理されていること。

上記文書に記載されているとおり、①令和2年度に制度を利用する教育機関の設置者は、事前に（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）、サートラスに対し教育機関名の届出を頂くとともに、②サートラスでは、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、サンプル調査を行うことが予定されているため、御協力をお願いしたいこと。

また、これらの取扱いについて、関係者や文化庁・文部科学省が協力しつつ、様々な機会を活用して教育現場に対する周知等を行っていくこと。

## 2. 令和3年度以降の補償金額の取扱い

令和2年度は、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みたサートラスの判断に基づき、特例的に補償金額を無償（0円）としているが、授業目的公衆送信補償金制度は、学校等の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであり、令和3年度以降は、原則通り有償となること。

令和3年度以降の補償金額については、別途、本年夏頃までを目途に、サートラスから文化庁長官に対する認可申請が行われることが想定されるところ、それに先立って、教育機関の設置者を代表すると認められる団体からの意見聴取が行われることとなること。

## 3. 著作権に係る研修・普及啓発

近年、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻化しているところ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識を醸成することが極めて重要となっていること。また、平成30年改正著作権法の施行を契機に、教育現場における著作権法第35条の適正な運用を図る観点から、著作物を利用する主体である教職員等が、著作権法に関する理解をより一層深める必要があること。

このため、初等中等教育においては、学習指導要領に著作権を含む知的財産に関する内容が規定されていることを踏まえ、引き続き、指導の充実を図るとともに、

教職員に対して著作権等に係る理解の促進を図ること。

また、高等教育においては、自主的な取組により学生や教員等に対して著作権等に関する教育や研修・普及啓発による理解の促進を図ること。

その際、文化庁において、学校向けに児童・生徒が楽しみながら著作権等について学べる学習ソフトや学習教材、海賊版対策の普及啓発のためのポスターの提供や、教職員を対象とした講習会の開催等を行っていることから、これらも十分に活用いただきたいこと。

#### 【添付資料】

- 別添 1 教育の情報化を推進するための著作権法改正に関する基礎資料
- 別添 2 平成30年著作権改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A  
(令和2年4月24日 文化庁著作権課)
- 別添 3 「著作権法の一部を改正する法律」(平成30年法律第30号) (新旧対照表:教育関係部分)
- 別添 4 「著作権法施行令の一部を改正する政令」(平成30年政令第360号) (新旧対照表:教育関係部分)
- 別添 5 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年文部科学省令第37号)  
(新旧対照表:教育関係部分)
- 別添 6 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年文部科学省令第17号)  
(新旧対照表:共通目的事業関係部分)
- 別添 7 「著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和2年政令第146号)(条文)
- 別添 8 「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用方針について(令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)
- 別添 9 「改正著作権法第35条運用指針」(令和2年(2020)年度版) (令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)
- 別添 10 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)(抜粋)
- 別添 11 「SAVE COPYRIGHT」(文化庁作成)

#### 【その他参考ウェブサイト(関係者フォーラム、著作権教育・普及啓発関係)】

- ・「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」のウェブサイト  
<https://sartras.or.jp/>
- ・「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」のウェブサイト

<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp/>

- ・文化庁が提供している著作権に関する教材、資料等（「はじめて学ぶ著作権」、  
「マンガでわかる著作物の利用」等）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

- ・「マンガやアニメの未来を守ろう」のポスターに係るウェブサイト

<http://www.coda-cj.jp/news/detail.php?id=162>

- ・「国内における著作権教育について（著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム）」のウェブサイト

[http://www.coda-cj.jp/org\\_new/education.php](http://www.coda-cj.jp/org_new/education.php)

担当 文化庁著作権課企画審議係

電話 03-5253-4111（内線2982）

## 平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A (基本的な考え方)

令和2年4月24日  
文化庁著作権課

本Q&Aは、平成30年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、文化庁としての基本的な考え方を整理したものです。今後も、必要に応じて、内容の追加・更新を行っていく予定です。

なお、改正法の規定の解釈や具体的な事例の取扱いについては、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」（以下「令和2年度版運用指針」という。）が取りまとめられておりますので、そちらを御参照下さい（<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>）。

### （制度の趣旨・概要について）

問1 平成30年著作権法改正により「授業目的公衆送信補償金制度」を創設した趣旨と制度の概要を教えて下さい。この制度により、教育現場で新たにどのような行為が行えるようになるのでしょうか。

（答）

1. 教育現場での著作物利用に関しては、従来から、対面授業のための著作物のコピー・配布や、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えることとなっていました。
2. 一方で、その他のインターネット送信については個別に権利者の許諾が必要とされていましたが、利用を断られたり、権利者を探し、許諾を得るための交渉に多くの手間と時間がかかるなどにより、円滑に著作物が利用できない場合があるという課題が指摘されていました。
3. このような課題を解決し、ICTを活用した教育の推進に資するよう、平成30年著作権法改正により、学校の設置者が文化庁の指定する権利者団体（指定管理団体）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（授業目的公衆送信補償金制度）を創設しました。
4. この制度により、例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどが可能となります。なお、例えば、児童生徒等が購入することを想定したドリル・ワークブックをそのまま送信するなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められませんので、御注意いただければと思います。

問2 新たに対象となる「公衆送信」についてだけ補償金の支払い義務が課されているのは、なぜでしょうか。

(答)

1. まず、複製機器の発達・普及に伴って、教育現場で著作物の高品質なコピーが大量に行われている現状に鑑みると、現行著作権法制定時（1970年）の状況に鑑みて無償とされた著作物の「複製」についても、権利者が受ける不利益を補償する必要性が認められるとの見解があります。
2. 一方で、これまでずっと無償とされてきた「複製」まで補償金の対象とすると、教育現場に混乱が生じることが懸念されたことから、平成30年の著作権法改正では、「複製」は従来通り無償としつつ、新たに対象となる「公衆送信」について補償金の支払い義務を課すこととしました。なお、デジタル・インターネットでの利用については、紙でコピー・配布する場合のような物理的な制約がないため、権利者が受ける不利益が拡大する可能性が大きいという事情もあります。
3. クリエイターは、著作物の利用に伴う対価を生活の糧としており、適切に対価が還元されることで良い作品を継続的に生み出すことが可能となります。今回の制度も、「著作物利用の円滑化」と「権利者の利益保護」とを両立させる仕組みであることを御理解頂ければと思います。

(早期施行について)

問3 当初の予定を早めて制度を施行することとした経緯・趣旨を教えて下さい。

(答)

1. 平成30年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正法の公布から3年以内（2021年5月まで）に施行することとなっており、2021年4月からの施行に向け、関係者間で様々な調整が進められていました。
2. そうした中で、今般の新型コロナウイルス感染症の流行が生じ、教育現場において、オンラインでの遠隔授業等のニーズが急速に高まってきました。これに対しては、現行法の下でも、文化庁からの要請に基づき、主要な権利者団体において無償での利用許諾を行うなど積極的な配慮を行って頂いておりましたが、大学を中心に、より抜本的な対応として、この制度の早期施行を求める御意見を頂きました。
3. こうした状況を踏まえ、文化庁では、指定管理団体とも相談の上、当初の予定を前倒しし、多くの大学等で本格的に遠隔授業等が開始される4月末（28日）から、制度を施行することを決定いたしました。
4. この制度は、学校の設置者が、各分野の権利者団体で構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払うものですが、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた権利者団体の判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額は無償（0円）となっています。

問4 令和2年度は、補償金の支払いを要することなく制度を利用できるということでしょうか。また、制度の利用に当たって何か手続は必要となりますか。

(答)

1. 今般の事態の緊急性・重要性に鑑みた指定管理団体の皆さまの御判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額は無償（0円）となっていますので、令和2年度中は、補償金の支払いなく制度を利用することができます。
2. 制度の利用に当たっては、教育機関の設置者から文化庁の指定する「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」に対して、事前に（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）、教育機関名の届出をして頂くようお願いします。届出方法などは、4月28日以降、同協会のウェブサイト (<https://sartras.or.jp/todokede>) を御覧下さい。また、利用状況について、なるべく教育現場に負担の少ない形でサンプル調査を行うことが予定されていますので、そちらへの御協力もお願いいたします。

(要件・事例について)

問5 制度の対象となる施設の範囲について教えて下さい。私立学校や、いわゆる「一条校」でない学校・施設も対象になるのでしょうか。

(答)

1. この制度の対象となる施設は、著作権法第35条第1項において「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）」と規定されています。
2. 私立学校や、いわゆる「一条校」ではない専修学校・各種学校、社会教育施設なども広く対象となります。専修学校・各種学校としての認可を受けていない予備校・塾など、営利目的と評価される施設は対象外です。詳細については、令和2年度版運用指針を御参照下さい (<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)。

問6 誰もが見られるウェブサイト上に、教材や授業動画をアップロードすることはできますか。また、学校間で教材の共有をすることはできますか。

(答)

1. 権利者から許諾を得ない限り、授業を受ける児童生徒等に限定して配信する必要がありますので、誰もが見られるウェブサイト上にアップロードすることはできません。なお、例えば、YouTubeを活用する場合、「非公開」や「限定公開」という設定を行うことによって受信者を限定することができます。

2. また、この制度は、あくまで個々の教員が自らの授業のために教材等を作成・配信することを認める制度ですので、学校間での教材の共有はできません。なお、この制度とは別途、権利者団体においては、学校間での教材の共有にも対応した包括的なライセンス（許諾）について検討されています。

問7 個々の教員ではなく、教育委員会が主体となって授業動画を作成・配信することはできますか。

(答)

1. この制度の対象となる主体は、著作権法第35条第1項において「教育を担任する者及び授業を受ける者」と規定されています。
2. このため、個々の教員や児童生徒等ではなく、教育委員会等の組織が主体となって教材や授業動画を作成・配信する場合は、この制度の対象外となります。この場合、権利者の許諾を得る必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症対策による休校期間の学習のための著作物利用については、著作権者が特別の配慮をしている場合もありますので、関係の著作権等管理事業者等にお問い合わせください。

問8 「授業の過程における利用」が対象ということですが、教育課程内の活動に限定されるのでしょうか。また、予習・復習は対象となりますか。

(答)

学校等の管理下で責任を持って行われる教育活動であれば、教育課程外の活動（例：部活動や補習）を含めて、制度の対象となります。また、授業の予習・復習の際の利用も対象となります。詳細については、令和2年度版運用指針を御参照下さい（<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>）。

問9 外国の著作物や、JASRACなどの権利者団体に加入していない者の著作物も利用できるのでしょうか。

(答)

この制度では、法律上、全ての権利者の権利を制限して、一定の要件の下で許諾なく利用できるようにしています。このため、外国の著作物や権利者団体に加入していない者の著作物も利用することができます。

問10 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、制度の対象とならない（許諾が必要）とのことですですが、これに該当するかどうかは、どのように判断するのでしょうか。

(答)

1. 著作権法第35条第1項において、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの制度が適用されない（許諾が必要となる）ことが規定されています。
2. これに該当するか否かは、学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されるものです。
3. 典型的には、ドリルやワークブックなど児童生徒等が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信することが「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当します。詳細については、令和2年度版運用指針を御参照下さい (<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)。具体的な事例については、今後追加されていくことが予定されています。

(今後の予定について)

問11 令和3年度以降、この制度はどうなるのでしょうか。

(答)

1. まず、当然ながら、この制度は、令和2年度限定のものではなく、令和3年度以降も継続していくものです。
2. 一方で、補償金額については、令和2年度に限って特例的に無償（0円）となっているものですので、令和3年度からは原則通り有償となります。具体的な金額については、今後、教育機関の設置者を代表する各団体からの御意見を聴いた上で、文化庁が指定した「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（S A R T R A S）」が案を作成し、文化庁の認可を受けることになります。
3. また、運用指針（ガイドライン）については、令和2年度版運用指針とは別途、令和3年度以降の運用に対応したものを策定すべく、引き続き「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において議論が行われる予定です。詳細については、決まり次第、順次、S A R T R A SのHPにおいて周知していくことが予定されています。



オンライン教育で  
お困りの学校・先生方に

# 教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

—授業目的公衆送信補償金制度—

2020年4月28日より開始！

2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が一定の補償金（年額）を  
支払うことにより、多様なコンテンツを何度も利用可能

## 制度の概要

### ■ 制度の対象

幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関

### ■ 制度の目的

これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、  
許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用  
の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエーターへの対価還元」の両立をする制度

### ■ 必要な補償金

2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人  
〇円／年）での本格運用に向けて準備中



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan



# 教育用 著作物ネット配信円滑化制度

## －授業目的公衆送信補償金制度－

### 対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの  
営利機関はNG

### 利用範囲



教師と児童、生徒  
や学生の間など



ウェブサイト等での  
一般公開、学校間の  
共有、教育委員会等  
による配信はNG

### 利用目的

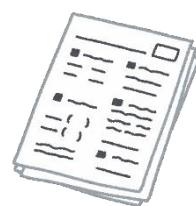


授業目的



保護者会や職員会議  
などの配信はNG

### 利用方法



著作物の  
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能

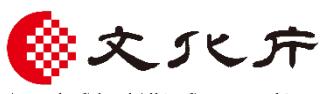


生徒購入用のドリル  
や書籍の大部分などの  
配信はNG

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan



一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会

文化庁著作権課 03-5253-4111 (内線2847) <https://www.bunka.go.jp/>  
一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 03-6381-5026 <https://sartras.or.jp/>